

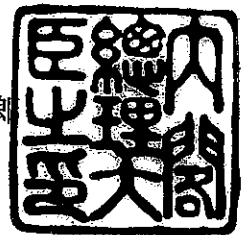


内閣総第62号

平成18年7月21日

全国知事会会長	麻 生	渡 殿
全国都道府県議会議長会会長	島 田	明 殿
全国市長会会長	山 出	保 殿
全国市議会議長会会長	国 松	誠 殿
全国町村会会長	山 本 文 男	殿
全国町村議会議長会会長	川 股	博 殿

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎



地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき申出のあった
意見に対する回答について

地方自治法第263条の3第3項の規定に基づき、別冊のとおり回
答する。

全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会申出「地方分権の推進に関する意見」に対する回答書

地方分権は、国、地方を通じる行政の構造改革を進める上でも極めて重要な課題であり、「地方にできることは地方に」との方針の下、これまでも積極的に推進してきたところである。

平成 18 年 6 月 7 日付けで申出のあった「地方分権の推進に関する意見」のうち、「1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画」に関しては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）において、地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図ることとしたほか、種々の制度改革等を行うこととしたところである。今後、地方分権の推進に当たっては、適時必要な機会を設けて、地方と意見交換を行っていく。

「2. 分権改革の税財政面での具体的方策」に関しては、基本方針 2006 において、地方税については、国・地方の財政状況を踏まえつつ、地方交付税、国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図ることとしたところである。不

交付団体の拡大については、例えば人口 20 万人以上の市の半分等の目標を定めて、地方交付税に依存しない不交付団体の増加を目指すこととしたところである。地方交付税については、基本方針 2006 に基づく歳出削減努力等を踏まえ、現行法定率を堅持するとともに、地方交付税等（一般会計ベース）について、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近 10 年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処することとしたところである。また、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による算定を行うなどの見直しを図ることとしたところである。国庫補助負担金、国と地方の関係については、前述のとおりである。財政再建等については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めることとし、地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組むこととしたところである。また、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定することとしたところである。

政府としては、平成 18 年度までの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進める観点から、地方と意見交換を行いつつ、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。